

貨物自動車運送事業における

運輸安全マネジメント の取り組みについて

【 概ね100両未満の
中小規模事業者の皆様へ 】



国土交通省

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



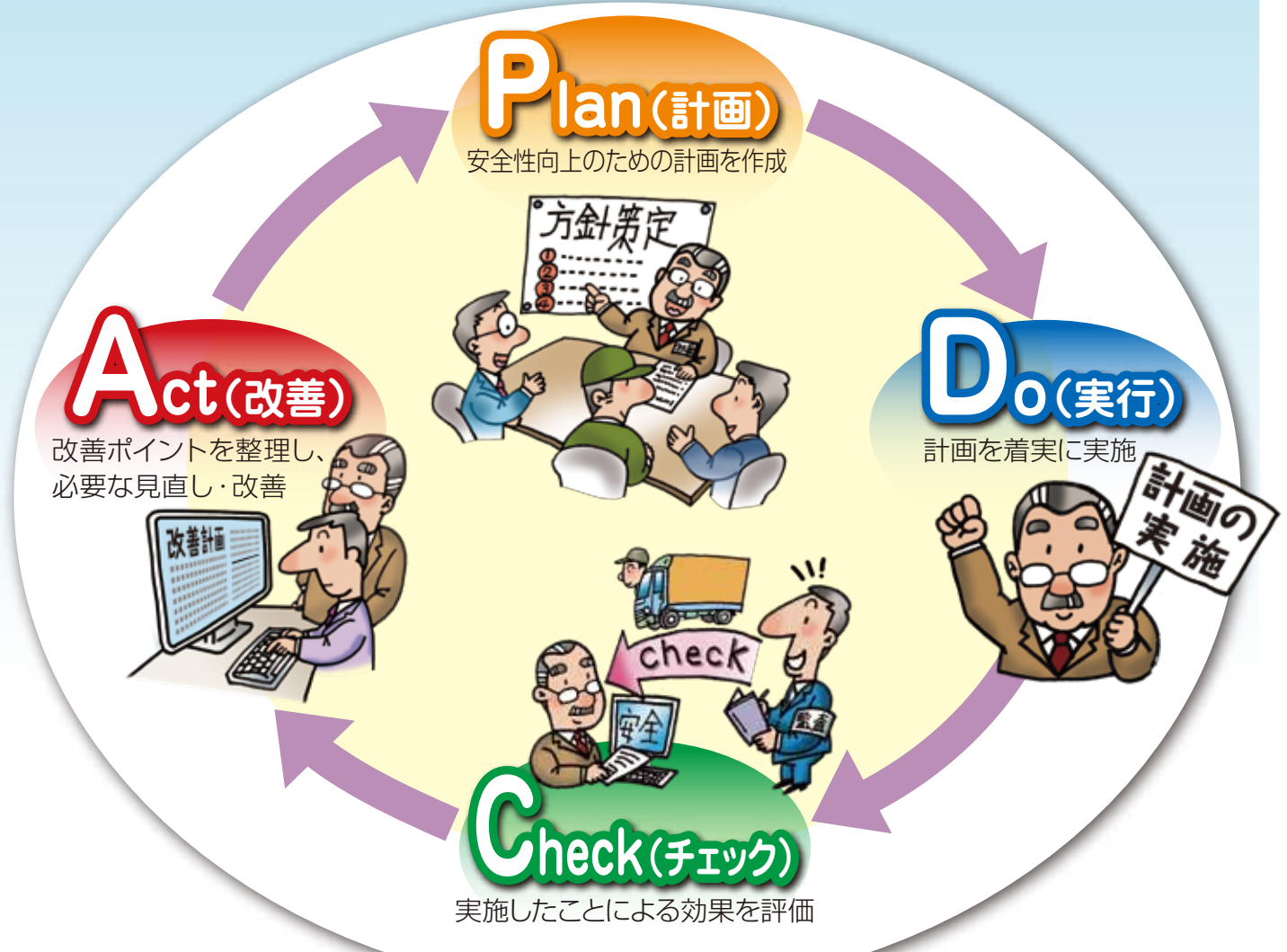
公益社団法人
全日本トラック協会

「運輸安全マネジメント」とは…

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社長から全ての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度です。

何をすれば良いのか…

「Plan(計画)」▶「Do(実行)」▶「Check(チェック)」▶「Act(改善)」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ります。また、毎事業年度にその取り組み内容を公表しなければなりません。



取り組み内容の公表

公表場所 本社及び全営業所

公表手段

自社ホームページ

営業所等利用者が出入りする
自社施設に
おける掲示



- ・報道機関へのプレス発表
- ・自社広報誌等への掲載

運輸安全マネジメントに積極

Plan (計画)

- 1** 輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した『安全方針』を作成し、社内にも周知徹底しましょう。

(安全方針の例)

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」
- ・「輸送の安全が第一」等

※安全方針には、「法令や社内規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」、「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。



(社内周知の例)

- ・安全方針の各営業所等への掲示
- ・安全方針等を記載した社員手帳・携帯カードの社員配布
- ・社内報や社内イントラ等への掲載
- ・社内教育での安全方針に関する周知・指導 等

- 2** 安全方針に沿い、かつ、自社の安全に関する課題に基づき、年に1回輸送の安全の確保に関する『目標』を設定し、目標を達成するため必要な『計画』を作りましょう。

(目標の例)

- ・「人身事故ゼロ」
- ・「物損事故 対前年度比〇%減」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」 等

※目標は、その達成状況を把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り数値的な目標とし、外部の者も分かりやすいものにしましょう。

(計画の例)

- ・ヒヤリハット報告会の実施計画
- ・▲▲研修の受講計画
- ・安全装置の導入計画 等

※目標の達成のため、ドライバーの安全教育など計画的に取り組むとよいでしょう。



的に取り組んでいきましょう。

Do (実行)

- 3** 目標の達成に向け、計画を着実に実施しましょう。また、輸送の安全を確保するために必要な情報の共有や伝達が確実に行われるようにしましょう。

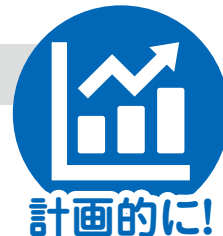
双方向のコミュニケーション

(情報伝達及びコミュニケーション確保の例)



- ・情報の各営業所への掲示を行う。
- ・安全に関する各種会議・社内教育で周知する。
- ・定期的に営業所において、現場の管理者や運転者等との輸送の安全に関する意見交換会を行う。
- ・小集団活動によりコミュニケーションの活性化を図る。

※運転者等から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないかを考えることが必要です。



Check (チェック)

- 4** 安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年1回チェックしましょう。



(社内チェックの例)

- ・「安全管理の取組状況の自己チェックリスト」を用いて点検する。
- ・必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用する。

※重大な事故等が発生した場合には、緊急に社内チェックを行うことが必要です。



Act (改善)

- 5** 社内チェック等の結果、安全管理体制に問題があれば、必要な見直し・改善を行いましょう。また、日常業務で明らかになった課題等について、継続的に見直し・改善を図っていきましょう。

改善

(課題等を改善する方法の例)



- ・ドライバーの安全運行への意識や法令知識が低い場合の改善方法
→関係団体や研修施設が実施する講習会への参加。等
- ・ヒヤリ・ハット情報が共有されていない場合の改善方法
→ヒヤリ・ハット報告様式の改訂。ヒヤリ・ハット情報の報告会等の開催。等

※改善を図るにあたっては、次期における事故防止のための目標や計画に反映させていくことが必要です。



ポイント

これまで示した取り組みはあくまで参考事例です。

大事なことは、まずやってみることです。

各社の実状を踏まえ「チェック(Check)」、「改善(Act)」の結果を次の「計画(Plan)」に活かし、繰り返し改善することが重要です。

様式の記載要領・記載例

下記の内容を念頭におき、貴社ならではの「運輸安全マネジメント」を実施しましょう。

A 毎年度等、下記の具体的な取組方を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・社長は輸送の安全に関する基本的な考え方を記載した、自社独自の「安全方針」を定めます。

● 社内への周知方法

- ・「安全方針」が決まったら、運転者等に周知徹底し安全意識の高揚に努めます。

● 安全方針に基づく目標 (〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定)

- ・「安全方針」の周知後、運転者等の意見も取り入れた「取組目標」を定めます。
- ・「安全目標」は、その達成状況がわかるよう可能な限り数値的なものとし、その安全目標を運転者等にも認識させます。
- ・前年度の「安全目標」の達成状況を分析して、次年度の「安全目標・取組計画」へ活かします。

● 目標達成のための計画 (〇〇年度もしくは〇》期等の時期を定めて設定)

- ・「安全目標」を達成するため、安全教育や車両の安全対策などの「安全計画」を立てます。

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・社長は運転者等と安全に関する意見交換を定期的に行い、安全意識の向上に努めます。
- ・現場からのヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に活かします。
- ・全ての運転者に対し、必要な能力の習得および技能の維持のための教育・訓練を計画的に実施します。

● わが社の安全に関する反省事項 (〇〇年度もしくは〇》期等の時期を定めて設定)

- ・社長は「安全方針・目標・計画」の取組状況を定期的にチェックし、安全対策上の問題点を把握します。

● 反省事項に対する改善方法 (〇〇年度もしくは〇》期等の時期を定めて設定)

- ・チェックした結果、安全上の問題点があれば、積極的に改善に取り組みます。

下記の取り組みは参考事例です。貴社にふさわしい「運輸安全マネジメント」を、社長が中心となり全社一丸となって実施してください。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」

1
参照

● 社内への周知方法

- ・「安全方針」を運転者等に配布するとともに本社および営業所に掲示する。
- ・社内報や社内イントラ等への掲載。

● 安全方針に基づく目標

- 今年度の安全目標
- ・「人身事故ゼロを貫徹しよう!」
- ・「物損事故を対前年度比10%削減」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」

2
参照

● 目標達成のための計画

- 今年度の安全計画
- ・安全教育計画:ヒヤリ・ハット情報の報告会を2ヶ月に1回行う。毎月安全運転講習を受講させる。
- ・安全車両投資計画:デジタルタコグラフを全車両の30%導入する。

3
参照

● わが社における安全に関する情報交換方法等

- ・3ヶ月に1回、輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。
- ・ヒヤリ・ハット報告様式の簡略化およびドライブレコーダーを活用して情報の収集・分析を行う。
- ・ドライブレコーダーを活用して、管理者による安全指導を実施する。

4
参照

● わが社の安全に関する反省事項

- ・取組状況のチェックを10月に実施する。問題点等の結果は後日、本社および営業所に掲示する。

5
参照

● 反省事項に対する改善方法

- ・社内チェックにより把握した問題点について必要な見直し・改善を行う。

B 毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(〇〇年度もしくは〇》期等の達成状況を記載)

- ・社長は従業員とともに前年度の「安全目標」の達成状況を把握して掲示等により公表します。

● わが社の事故に関する情報

(〇〇年度もしくは〇》期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載)

- ・社長は前年度の自動車事故報告規則で定める事故の総件数および事故類型別の件数を掲示等により公表します。

● わが社の安全に関する目標達成状況

(例) 〇〇年度

目 標	結 果	目標達成状況
人身事故0件	人身事故0件	目標達成
物損事故 対前年度10%減	物損事故 対前年度8%減	目標達成できず
酒気帯び運転 速度超過撲滅	速度超過違反2件	目標達成できず

● わが社の事故に関する情報

(自動車事故報告規則第2条に規定する事故)

(例) 〇〇年度

重大事故発生件数	2件
事 故 の 種 類	衝突2件
衝 突 の 状 態	側面衝突1件(重傷者1名) 追突1件(重傷者1名)

(注) 輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。

～運輸安全マネジメントの円滑な実施がなされるよう、以下の様式を用意しました～



これまでに示した取組事例を参考に、自社の実状に応じた具体的な取り組みをご検討いただき、様式に記載の上、社内及び営業所内への掲示等を行い、運輸安全マネジメントの積極的な取り組みを進められるようお願いいたします。

A

毎年度等、下記の具体的な取組方策を定めたら社内及び営業所内へ掲示するとともに、反省事項や改善方法については、後日、改善措置等必要な方策を立てたときに掲示し直します。

● 輸送の安全に関する基本的な方針

● 社内への周知方法

● 安全方針に基づく目標（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● 目標達成のための計画（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● わが社における安全に関する情報交換方法等

● わが社の安全に関する反省事項（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

● 反省事項に対する改善方法（〇〇年度もしくは〇〇期等の時期を定めて設定）

B

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。なお、安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則で定める事故に関する統計は公表しなければなりません。

● わが社の安全に関する目標達成状況（〇〇年度もしくは〇〇期等の達成状況を記載）

● わが社の事故に関する情報（〇〇年度もしくは〇〇期等の自動車事故報告規則第2条に規定する事故を記載）

（注）輸送の安全に係る行政処分を受けた場合には、法令に基づき遅滞なく当該処分の内容および講じた措置等を本社および当該営業所に 掲示等により公表すること。

輸送の安全に関するPDCAサイクル

1 経営トップの責務

経営トップは、自らが輸送の安全の最高責任者として、安全管理体制を整え、取組計画を作るとともに、運転者等を指導して、その役割を果たす。



2 安全管理の考えと計画

- 安全方針を策定・周知
- 安全重点施策（安全目標と取組計画）を策定



P

3 情報伝達及びコミュニケーションの確保

4 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

5 教育・訓練等の取組

- 必要な教育・訓練等の実施
- 重大な事故等への対応
- 関係法令等の遵守状況の確認



D

6 取組状況の点検

安全目標の達成状況や安全管理の取組状況を少なくとも年に1回チェック（重大事故等の場合は随時）



C

7 見直し・改善

社内チェック等をもとに、経営トップが主体的に関与して、安全管理体制全般の見直し・改善を実施



A

8 文書・記録類の作成・維持

〈参考〉事業用貨物自動車の保有車両数が200両以上※の事業者は、次の取り組みを行う必要があります！

※被けん引自動車を除く。

1.『安全管理規程』の設定及び届出

- (1) 輸送の安全確保のための基本的な方針、実施の計画、管理体制等に関する事項を設定する。
- (2) 設定した安全管理規程を運輸支局に届出する。

2.『安全統括管理者』の選任及び届出

- (1) 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある等、一定の条件を満たす者を選任する。
- (2) 選任した安全統括管理者を運輸支局に届出する。

3.加えて公表すべき事項

- ・安全管理規程
- ・輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ・輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ・輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ・安全統括管理者に係る情報



「運輸安全マネジメント」について詳しく知るには…

国土交通省 運輸安全マネジメント 案内ページ▶

運輸安全マネジメント

検索

「運輸安全マネジメント」のメールマガジン

国土交通省では運輸安全マネジメント制度をはじめとした輸送の安全について理解をさらに深めていただくため、メールマガジン「運輸安全」を発行しています。メールマガジンの配信を希望される方は…

メルマガ 運輸安全

検索

運輸安全マネジメント等の根拠規定

貨物自動車運送事業法……………

《輸送の安全性の向上》

第15条 一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

《一般貨物自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表》

第24条の3 一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。

貨物自動車運送事業輸送安全規則……………

《輸送の安全》

第2条の2 貨物自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

《一般貨物自動車運送事業者等による輸送の安全にかかわる情報の公表》

第2条の8 一般貨物自動車運送事業者等は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 一般貨物自動車運送事業者等は、法第23条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）、第26条又は第33条（法第35条第6項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国 土 交 通 省	☎ 03-5253-8111(代表)
北海道運輸局	☎ 011-290-2711(代表)
東北運輸局	☎ 022-299-8851(代表)
北陸信越運輸局	☎ 025-285-9000(代表)
関東運輸局	☎ 045-211-7204(代表)
中部運輸局	☎ 052-952-8002(代表)

近畿運輸局	自動車交通部	☎ 06-6949-6404(代表)
中国運輸局	自動車交通部	☎ 082-228-3434(代表)
四国運輸局	自動車交通部	☎ 087-802-6715(代表)
九州運輸局	自動車交通部	☎ 092-472-2312(代表)
沖縄総合事務局	運輸部	☎ 098-866-0031(代表)